

議第 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市長 今 城 克 啓

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(高島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 高島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年高島市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高島市消防団員の定員、任免、給与および服務等に関する条例の一部改正)

第 2 条 高島市消防団員の定員、任免、給与および服務等に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 2 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高島市未来へ誇れる環境保全条例の一部改正)

第 3 条 高島市未来へ誇れる環境保全条例（平成 1 9 年高島市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 3 条および第 8 4 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高島市行政不服審査会条例の一部改正)

第 4 条 高島市行政不服審査会条例（平成 2 8 年高島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 5 条 高島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高島市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 条第 3 項および第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。